

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良伝統工芸後継者育成研修（以下「研修」という。）を実施することにより、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とする。

(研修の実施)

第2条 研修は、研修者の選考及び奨励金の交付を除き、なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 研修を受けることができる者は、奈良伝統工芸の後継者となる意志を有し、かつ、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研修開始時において満35歳未満の者
- (2) 研修を受けようとする科目の基礎技術の取得者

(育成科目)

第4条 研修による育成科目は、次のとおりとする。

- (1) 奈良一刀彫
- (2) 赤膚焼
- (3) 奈良漆器
- (4) その他市長が特に認める科目

(研修の内容)

第5条 研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 奈良伝統工芸の工房主（以下「工房主」という。）が行う週2回から3回程度の基本的な指導
- (2) なら工芸館において行う奈良伝統工芸の技術的な自己研修
- (3) なら工芸館で開催される各種工芸教室への参加

2 前項第1号及び第2号に掲げる研修の合計日数は、1月につき、20日以上でなければならない。

(研修期間)

第6条 研修期間は、3年間とする。この場合において、指定管理者は、1年ごとに研修を受けている者（以下「研修者」という。）から作品の提示を受けて審査を行い、次の1年間の更新を市長に提言するものとする。

(研修人員)

第7条 研修者の定員は、3人以内とする。

(研修者の選考)

第8条 研修を受けようとする者は、別に定める期間内に指定管理者を通じて市長に申し込まなければならない。

2 指定管理者は、前項の申込みを受けたときは、第3条に掲げる要件に該当する者の中から研修を受けることが適当であると認める者を市長に推薦するものとする。

3 市長は、前項の推薦に基づき、研修者を選考するものとする。

(研修者の義務)

第9条 研修者は、3箇月ごとに研修の成果を工房主に提示しなければならない。

- 2 研修者は、年1回以上、各種展覧会に出品し、入選を目指し、作品の制作に励まなければならない。
- 3 研修者は、研修修了後において、なら工藝館の事業に協力しなければならない。
- 4 研修者は、研修修了後に自己が制作した1以上の作品を市へ寄贈しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 研修者は、次のいずれかに該当することとなったときは、研修者としての資格を喪失するものとする。

- (1) 奈良伝統工芸の後継者となる意志を喪失したとき。
- (2) 指定管理者の提言により、研修を継続することが適当でないとき市長が認めたとき。

(費用)

第11条 研修に係る費用は、無料とする。ただし、材料費に係る費用は、研修者が負担するものとする。

(奨励金)

第12条 市長は、研修の期間中、研修者及び工房主に対して奈良伝統工芸の人づくり奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

2 奨励金の金額及び交付時期は、次のとおりとする。

区 分	金 額	交 付 時 期
研修者	月額100,000円	毎月
工房主	研修生1人につき 月額 20,000円	6月、9月、12月及び3月

- 3 研修の合計日数が1月につき、20日に達しない場合は、その月の研修者の奨励金は交付しないものとする。
- 4 工房主が研修者を指導しなかった場合は、その月の工房主の奨励金は交付しないものとする。
- 5 工房主が研修者の配偶者又は1親等の親族である場合は、当該研修者に係る工房主の奨励金は交付しないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関して必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。